

5室のはずが8室

申請時と工事後 図面様変わり



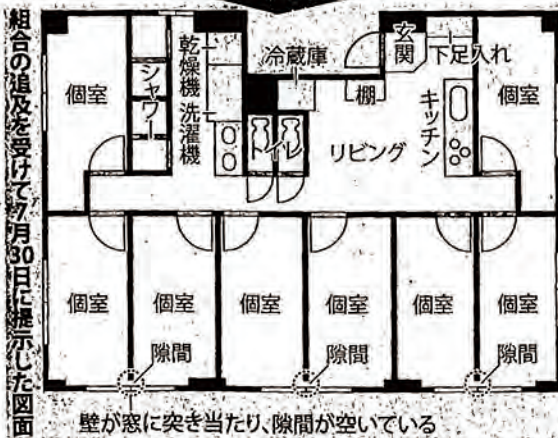
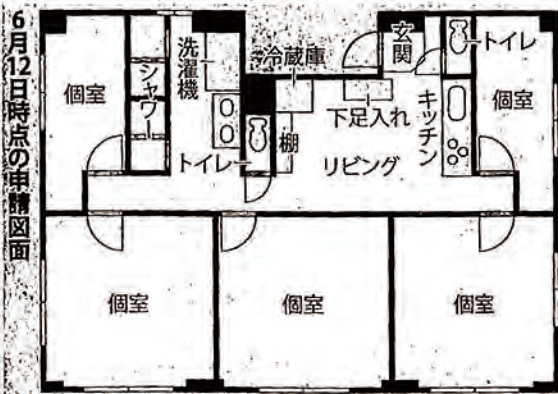
東京都港区麻布十番の分譲マンション管理組合と、「7階フロア全体を8人用シェアハウスにする」と主張する東京・日本橋の不動産業者が対立している問題で、業者が改築申請時に組合に示した図面では個室が5室しかなかったことが分かった。組合の理事長を務める男性は、仮処分申請を決めた理由について「他のマンション管理組合にも、『規約を早く改正しておくべきだ』と警鐘を鳴らしたかった」と説明した。

【加藤隆真】

組合が「異変」に気付くとしていて、最終段階いたのは改築工事後、まだシェアハウスと認められていない。業者も「途中で計画が変わるため共用部に穴を開けた」と言いがかりを付け、8室の内を確認すると、8室に区切られていた。6月の申請時図面と異なるのは、間仕切り壁があるため、工事の中止を要請し、内容証明郵便を送るなどして業者を追及したところ、7月30日になって新たな図面が提示された。

理事長は「用途の説明も当初は『社員寮』

麻布十番 管理組合側、業者に不信感



壁が窓に突き当たり、隙間が空いている

している。理事長は「シェアハウスなどの用途を認めないよう、あらかじめ規約改正しておくべきだ」と訴えた。退去希望相次ぎ「死活問題です」オーナーの60代女性「既に何人かが『退去したい』と言いつつ、雪崩式にいかないか。死活問題です」。このマンションが建つ土地に以前家を所有していた関係で、現在は5部屋のオーナーとなり、その賃貸収入で生計を立てているという60代の女性が嘆いた。

理事長が近隣の不動産屋に尋ねると、「シフトに掲載された情報にシェアハウスが入ってきた場合、1割程度の資産価値下落は普通だ」

と言われたという。小さな子供がいる家庭からは「どんな人が来るか分からない。怖くて住めない」との声も上がった。理事長は「麻布十番のマンションは、それなりにお金も稼いで『選んで住んでいく』という人がほとんどなので、すべ他に移っていったらどうだろう」と不安をあらわにする。

7階フロア全体を通る大谷都夫弁護士は「虚偽の申請書を経ず工事を行って、正当な手続きを踏んでいない。物件紹介サイトなどに『明らかな違法』が指摘できないとして、7・2平方メートル当たり」と述べた。

組合側の代理人を務める大谷都夫弁護士は「虚偽の申請書を経ず工事を行って、正当な手続きを踏んでいない。物件紹介サイトなどに『明らかな違法』が指摘できないとして、7・2平方メートル当たり」と述べた。

組合側は「麻布十番のマンションは、それなりにお金も稼いで『選んで住んでいく』という人がほとんどなので、すべ他に移っていったらどうだろう」と不安をあらわにする。

7階フロア全体を通る大谷都夫弁護士は「虚偽の申請書を経ず工事を行って、正当な手続きを踏んでいない。物件紹介サイトなどに『明らかな違法』が指摘できないとして、7・2平方メートル当たり」と述べた。